WideAngle プロフェッショナルサービス あんしんモバイルセキュリティ利用規約【現改比較表】 2023年12月15日現在

~2024年1月14日	2024年1月15日~	
<u>'</u>		
第15条 料金	第15条 料金	
本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。	本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。	
	なお、物価の上昇、経済事情の変動等により料金表に定めるメニュー等の料金等が不相当とな	
	った場合、当社は、原則としてその料金等の変更を実施できるものとします。また、料金表に	
	定めるメニュー等の料金等を値上げする場合は、30日前までに契約者に通知するものとしま	
	<u> す。</u>	
サービスレベル合意書	<u>削除</u>	
第24条 サービスレベル合意書の適用		
当社は、本サービスの提供にあたり、サービス品質に関する指標(以下、「サービスレベル」		
といいます。)を設定し、サービスレベルを満たさなかった場合の返金制度を定めます。サー		
ビスレベル、対象および適用条件等は[サービスレベル合意書]に定めるとおりとします。		

第 <u>25</u> 条 免責	第 <u>24</u> 条 免責
(略)	(略)
5 当社は、本サービスの提供に必要であるCrowdStrike社の提供するサービスに起因して発	5 当社は、本サービスの提供に必要であるCrowdStrike社の提供するサービスに起因して発生
生する損害(設備の不具合・故障等によって利用不可になった場合を含みますがこれらに限り	する損害 (お客様によるFalcon Mobileの設定変更及び設備の不具合・故障等によって利用不可
ません。)について、一切の責任を負わないものとします。	になった場合を含みますがこれらに限りません。)について、一切の責任を負わないものとし
	ます。
	6 当社は、本サービスが日本国外の地域の規制(法令、規則、政府ガイドライン等を含みます
	がこれに限りません。)に適合していること、及び日本国外の地域で利用可能であることにつ
	いて何ら保証を行わず、契約者もしくは契約者のエンドユーザーによる日本国外の地域での本
	サービスの利用または契約者もしくは契約者のエンドユーザーの保存データおよび生成等デー
	夕の日本国外から日本国内への移転によって発生したいかなる損害についても当社は責任を負
	いません。
第26条 本サービスの廃止	第25条 本サービスの廃止
第27条 法令に規定する事項	第26条 法令に規定する事項

第28条 契約者の義務

(略)

- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害 について責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、本サービスにかかるIDおよびパスワード(以下「ID等」といいます。)を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。
- 5 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契 約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第27条 契約者の義務

(略)

- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、契約者または契約者のエンドユーザーの保存データおよび生成データの日本国外から日本国内への移転につき、すべての責任を負うこととします。
- 5 契約者は、本サービスにかかるIDおよびパスワード(以下「ID等」といいます。)を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。
- 6 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 7 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。
- 8 契約者は、本サービスが日本国内で利用されることを前提に設計されていることを確認し、 日本国外で本サービスを利用しようとするときは、契約者の責任と費用において外国為替及び 外国貿易その他輸出関連法令ならびに当該日本国外の地域において適用される法令・規則・政 府ガイドライン等を遵守し、所定の手続きを取ることとします。

第29条 契約者の協力義務

第30条 契約者に対する通知

第28条 契約者の協力義務

第29条 契約者に対する通知

第31条 当社の知的財産権	第 <u>30</u> 条 当社の知的財産権
第32条 個人情報の取扱い	第31条 個人情報の取扱い
第33条 通信口グの取扱い	第32条 通信ログの取扱い
第34条 第三者への委託	第33条 第三者への委託
第35条 承諾の限界	第 <u>34</u> 条 承諾の限界
第36条 管轄裁判所	第35条 管轄裁判所
第37条 分離可能性	第36条 分離可能性
第38条 準拠法	第 <u>37</u> 条 準拠法
	付則(令和5年12月8日MSSセ000400000751-01号)
	この規約は、令和 6 年 1 月 15 日から実施します。